特定非営利活動法人報道実務家フォーラム

役員報酬規程

制定 2026 年 6 月 7 日

1章　総則

第1条（目的）

この規程は、特定非営利活動法人報道実務家フォーラム（以下「法人」という）の役員報酬に関する事項を定めることを目的とする。

第2条（適用範囲）

この規程は、法人の定款に定める理事および監事（以下総称して「役員」という）に適用する。

第2章　無報酬の原則

第3条（報酬の不支給）

法人の役員は、その職務に対する報酬を受けない。

第4条（無報酬の確認）

役員は就任にあたり、報酬を受けないことを確認した誓約書または就任承諾書を法人に提出するものとする。

第3章　費用弁償

第5条（費用弁償）

前条の規定にかかわらず、役員が職務の遂行のために支出した実費については、費用弁償として支給することができる。

費用弁償の範囲は下表のとおりとする。

費用の種類	弁償の範囲	上限・条件
交通費	公共交通機関の実費	合理的経路の実費
通信費	職務上の郵送・通信費	実費

費用の種類	弁償の範囲	上限・条件
その他経費	理事長が認めた職務上の費用	事前承認を要する

※費用弁償を受ける場合は、領収書等の証拠書類を添えて申請するものとする。

第４章　情報公開・変更手続

第６条（情報の公開）

法人は、特定非営利活動促進法第 28 条の２の規定に基づき、役員報酬に関する事項（全員無報酬である旨）を事業報告書に記載する。

第７条（報酬支給への変更）

将来において役員に報酬を支給する必要が生じた場合は、社員総会の決議により本規程を改定し、報酬額・支給対象・支給方法を別途定めるものとする。

この場合、報酬を受ける役員の数は役員総数の３分の１以下でなければならない（特定非営利活動促進法第２条第２項第１号ハ）。

第５章　雑則

第８条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。ただし、役員への報酬支給を新たに定める場合は社員総会の決議を要する。

第９条（疑義の解釈）

この規程に定めのない事項または解釈に疑義が生じた場合は、理事長が理事会に諮って決定する。

附　則

この規程は、2026 年６月７日の社員総会決議をもって制定し、同日より施行する。

以　上

特定非営利活動法人　報道実務家フォーラム

職員給与規程

制定 2026 年 6 月 7 日

第１章　総　則

（目的）

第 1条　この規程は、特定非営利活動法人報道実務家フォーラム（以下「法人」という）の職員の給与に関する基本的事項を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第 2条　この規程は、法人と雇用契約を締結したすべての職員に適用する。

ただし、非常勤職員については別途定める雇用契約書もしくは労働条件通知書または非常勤職員規程（以下「雇用契約書等」という）によるものとし、この規程の規定と異なる場合は雇用契約書等を優先する。

（給与の決定）

第 3条　職員の給与は、職種区分・職位・経験年数・能力等を勘案し、第 2 章の規定に基づいて理事長が決定する。

第２章　給与の種類と構成

（給与の決定）

第 4条　職員の給与は以下の項目から構成される。

（1）基本給

（2）各種手当（交通費手当・時間外勤務手当・役職手当）

（3）賞与

【職種別基本給月額表】

職種区分	職位	月額給与（円）	備考
事務局長	管理職	無給	
一般常勤職員	一般職	170,000〜330,000	
非常勤職員	非常勤	時給 3,000 以下	

Copyright © Human Terrace Co., Ltd. All Rights Reserved.

第３章　給与の支払い

（支払方法）

第 5条　給与は毎月末日に締め切り、翌月 20 日に職員の指定する金融機関口座へ振り込むことにより支払う。

払日が金融機関の休業日にあたる場合は、前営業日に支払う。

（控除項目）

第 6条　給与の支払いにあたり、以下の項目を控除する。

（１）所得税（源泉徴収）

（２）住民税（特別徴収）

（３）社会保険料（健康保険・厚生年金・雇用保険）

（４）その他、法人と職員が書面にて合意した項目

（給与明細）

第 7条　法人は、給与支払い時に支給額・控除額・差引支給額を明示した給与明細を職員に交付する（電子交付可）。

第４章　時間外・休日勤務

（時間外勤務の取扱い）

第 8条　時間外勤務は業務上の必要がある場合に限り、所属長の事前承認を得て行うものとする。

時間外勤務手当は、労働基準法第 37 条に定める割増賃金率（法定時間外 25%増・法定休日 35%増・深夜 25%増）により計算する

第５章　給与の変更等

（給与の改定）

第 9条　給与の改定については、評価期間を前年 4 月から 3 月までとし、当該期間の個人能力の向上度合いを査定し、6 月に決定する。（4 月から遡って支給する。）

（規程の改廃）

第 10条　この規程の改廃は、理事会の決議による。

（疑義の解釈）

第 11条　この規程に定めのない事項または解釈に疑義が生じた場合は、理事長が決定する。

附　則

Copyright© Human Terrace Co., Ltd. All Rights Reserved

この規程は、2026 年 5 月 30 日から施行する。

Copyright© Human Terrace Co., Ltd. All Rights Reserved.

書式第１７号（法第５５条関係）

特定非営利活動促進法第54条第２項第３号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人報道実務家フォーラム	事業年度	2025年4月1日～2026年3月31日

1　**資金に関する事項**［①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項］

※　丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第２項第３号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第１項各号に対応しています。以下同じです。

(1)　収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
運営会員受取会費	290,000円
賛助会員受取会費	2,844,000円
受取寄付金	178,084円
受取助成金	700,000円
事業収益	10,635,150円
協賛金	600,000円
受取利息	30,325円
雑収益	20,870円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合計	15,298,429円

(2)　借入金の明細

借入先	金額
該当なし	0円
	円
	円
	円
	円
合計	0円

(3)　その他

該当なし

2　取引の内容に関する事項［③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項　イ　収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引　ロ　役員等との取引］

(1)　収益の生ずる取引の上位５者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取　引　内　容　等
[redacted]	[redacted]	3,300,000 円	研究受託費
		2,000,000 円	法人賛助会費
		700,000 円	助成金
		300,000 円	協賛金
		300,000 円	協賛金

(2)　費用の生ずる取引の上位５者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取　引　内　容　等
[redacted]	[redacted]	1,925,000 円	運営サポート
		[redacted]	給与
		698,514 円	懇親会飲食代
		543,750 円	業務委託費
		459,024 円	業務委託費

(3)　役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ　資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
該当なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ロ　資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
該当なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ　役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
[redacted]		講演会講師料支払い	2025/5/30	11,023 円	講師謝礼支払規程による
		講演会講師料支払い	2025/5/30	11,023 円	講師謝礼支払規程による
		講演会講師料支払い	2025/5/30	11,023 円	講師謝礼支払規程による
		講演会講師料支払い	2025/5/30	11,023 円	講師謝礼支払規程による
		講演会講師料支払い	2025/5/30	11,023 円	講師謝礼支払規程による
		講演会講師料支払い	2025/5/30	11,023 円	講師謝礼支払規程による
		講演会講師料支払い	2025/5/30	11,023 円	講師謝礼支払規程による
		運営活動補助費支払い	2025/8/5	11,023 円	運営業務謝礼等規程による
		運営活動補助費支払い	2025/8/5	11,023 円	運営業務謝礼等規程による
		運営活動補助費支払い	2025/8/5	11,023 円	運営業務謝礼等規程による
		運営活動補助費支払い	2025/8/5	11,023 円	運営業務謝礼等規程による
		講演会講師料支払い	2025/9/30	63,000 円	講師謝礼支払規程による
		運営活動補助費支払い	2025/9/30	16,705 円	運営業務謝礼等規程による
		講演会講師料支払い	2026/3/31	11,023 円	講師謝礼支払規程による
		事務所共同使用	2025/4/1 ～ 2026/3/31	60,000	事務所共同使用に関する契約書による
				円	

寄附者に関する事項［④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日］

氏　　名	寄　附　金　額	受領年月日
該当なし	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

4　役員等に対する報酬又は給与の状況［⑤イ　役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロを除く。）、ロ　給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額］

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者(注1)（以下「役員等」という。）に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

（注１）「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族

② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ　役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロを除く。）

氏　　名	職　名	法人との関係（注２）	報酬・給与の区　　分	支給期間等	支給金額
該当なし					

（注２）注１の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ　給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集計期間	2025年 4月 1日 ～ 2026年 3月31日

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
46人	2,157,843円

5　支出した寄附金に関する事項［⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日］

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
該当なし			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
		合計	円	

6　海外への送金等に関する事項［⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日］

実施日	使途	金額
.　.該当なし		円
.　.		円
.　.		円
.　.		円
.　.		円
.　.		円
.　.		円
.　.		円
.　.		円
.　.		円
.　.		円

書式第７号（法第４４条・５１条・５８条関係）

認定基準等チェック表　（第３表）

（初葉）

法人名	特定非営利活動法人　報道実務家フォーラム	チェック欄
３ 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ　役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ３分の１以下であること (1)　役員及びその親族等 (2)　特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ　各社員の表決権が平等であること ハ　会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ　支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		✓

イ

区分＼項目		役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
ⓐ	2025年4月1日～2026年3月31日	6人	0人	0%	0人	0%
ⓑ	年　月　日～　年　月　日	人	人	%	人	%
ⓒ	年　月　日～　年　月　日	人	人	%	人	%
ⓓ	年　月　日～　年　月　日	人	人	%	人	%
ⓔ	年　月　日～　年　月　日	人	人	%	人	%
ⓕ	年　月　日～　年　月　日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

（注１）　各欄の人数等は、第３表付表１「役員の状況」から転記してください。

（注２）　③及び⑤については、小数点以下第２位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

（注意事項）

- 認定基準等チェック表（第３表）は、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項　　目	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい・(いいえ)	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	(はい)・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

㊟　該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第３表付表２「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ

項　　目	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第３表）記載要領

項　　目	記　載　要　領	注　意　事　項
イの各欄	区分欄の「ⓐ～ⓕ」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第３表付表１「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「ⓐ」から「ⓕ」については、イに記載する各期間（「ⓐ」から「ⓕ」）を示したものです。	①　「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ②　「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第３表付表２「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「ⓐ」から「ⓕ」については、イに記載する各期間（「ⓐ」から「ⓕ」）を示したものです。	

記載要領の補足

○　二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。 なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

書式第８号（法第４４条・５１条・５８条関係）

役　員　の　状　況

第３表付表１

法人名	特定非営利活動法人　報道実務家フォーラム	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
役　員　数		6人	人	人	人	人	人	人
(1)　最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2)　最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人

役　員　の　内　訳

氏　名	住　所	職名	続柄等	就任等の状況 ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時	就任・退任年月日
瀬川至朗	[redacted]	理事	[redacted]	○							2019年4月9日就任
臺宏士		理事		○							2019年4月9日就任
三木由希子		理事		○							2019年4月9日就任
澤康臣		理事		○							2020年6月6日就任
熊田安伸		理事		○							2022年1月15日就任
小町谷育子		監事		○							2019年4月9日就任

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

書式第９号（法第４４条・５１条・５８条関係）

帳簿組織の状況　　第３表付表２

法人名	特定非営利活動法人報道実務家フォーラム

伝　票　又　は　帳　簿　名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト（会計王） ルーズリーフ	年１回	７年
仕訳日記帳	会計ソフト（会計王） ルーズリーフ	年１回	７年
現金出納帳	スプレッドシート使用 ルーズリーフ	都度	７年
預金出納帳	スプレッドシート使用 ルーズリーフ	都度	７年
給与台帳	給与計算ソフト（フリーウェイ）使用 スプレッドシート使用 ルーズリーフ	月１回	７年

（記載要領）

・　「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。

・　「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。

・　「記帳の時期」欄は、「都度」、「毎日」、「週１回」のように記載します。

・　　認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更

がないときは、添付を省略することができます。

書式第１０号（法第４４条・５１条・５８条関係）

認定基準等チェック表　（第４表）　（初葉）

法人名	特定非営利活動法人　報道実務家フォーラム	チェック欄
４　事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること イ　宗教活動又は政治活動等を行っていないこと ロ　役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと ハ　実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が８０%以上であること ニ　実績判定期間における受入寄附金総額の７０%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		✓

イ

項　　目	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項　　目	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

- 「認定基準等チェック表（第４表）」は、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第４表（次葉）」（ハ及びニ）の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

書式第１３号（法第４４条・５１条・５８条関係）

認定基準等チェック表　（第５表）

法人名	特定非営利活動法人　報道実務家フォーラム	ﾁｪｯｸ欄
５　次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること イ　特定非営利活動促進法第 28 条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの） ロ　各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ　寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ　役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ　収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ　助成の実績を記載した書類		✓

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。	同　意	
	(する)	しない

イ	①　事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ②　役員名簿 ③　定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
ホ	次の事項を記載した書類 ①　収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ②　資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③　次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・　収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位５者との取引 ・　役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④　寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤　役員等に対する報酬又は給与の状況 a　役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（b に係る部分を除く。） b　給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥　支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦　海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し

（注意事項）

・認定基準等チェック表第５表は、法第 55 条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。

・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

書式第１４号（法第４４条・５１条・５８条関係）

認定基準等チェック表　（第６、７、８表）

法人名	特定非営利活動法人　報道実務家フォーラム

認定基準等チェック表　（第６表）

６　実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第２８条に規定する事業報告書等を同法第２９条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄

特定非営利活動促進法第 28 条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無

ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ
有　・　無	有　・　無	有　・　無	有　・　無	有　・　無	有　・　無

認定基準等チェック表　（第７表）

７　法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄
	✓

法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実
その他公益に反する事実の有無

ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
有　・　(無)	有　・　無	有　・　無	有　・　無	有　・　無	有　・　無	有　・　無

注・認定基準等チェック表（第７表）は、法第 55 条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。

認定基準等チェック表　（第８表）

８　申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後１年を超える期間が経過していること	チェック欄

事業年度	月　日～ 月　日	設立年月日	年　月　日

（注意事項）

- 法第５５条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第６表及び第８表）は、記載する必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第６表及び第８表）の記載の必要はありません。また、法第５５条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

書式第１５号（法第４４条・５１条・５８条関係）

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人　報道実務家フォーラム	チェック欄

認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 ✓

1　役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合

イ　認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前１年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から５年を経過しないもの

ロ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

ハ　特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等(注1)若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

ニ　暴力団の構成員等(注2)

2　認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から５年を経過しない法人

3　定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人

4　国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から３年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その４」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。

5　国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から３年を経過しない法人

6　次のいずれかに該当する法人

イ　暴力団

ロ　暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前１年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から５年を経過しない者の有無	有　(無)
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者の有無	有　(無)
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者の有無	有　(無)
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・(無)

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から５年を経過しない法人	はい・(いいえ)

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・(いいえ)

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から３年を経過しない法人	はい　(いいえ)
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記４に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その４」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること ※その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること ※役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から３年を経過しない法人	はい・(いいえ)

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・(いいえ)
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・(いいえ)